# 平成28年 第1回 江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時:平成28年1月12日(火)午後1時

場 所:教育委員会室

正三郎 教育長 白 井 石 井 正 治 教育長職務代理者 委員 上 野 操 委員 松 成 原 秀 委員 上 郁 子 尾

柴 事務局 教育推進課長 靖 弘 田 学務課長 雅 住 田 指導室長兼教育研究所長 稲 垣 達 也 学校施設担当課長 栄 弥 佐 藤

記 教育委員会事務局 書

> 教育推進課庶務係長 史 畄 田 隆 常

飯

田

雄

同 主査

# 開会時刻 午後1時

# 白井教育長

ただいまから、平成28年第1回教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに日程第1、署名委員を決定いたします。石井委員と尾上委員にお願いいたします。

続いて日程第2、教育関係事務報告にまいります。

はじめに、すくすくスクールにおける持ち込みによる補食の実施について の報告にまいります。事務局から説明をお願いいたします。

# 柴田教育推進 課長

報告事項でございます。すくすくスクールにおける持ち込みによる補食の 実施についてでございます。資料をお手元にお配りしてございます。28年 度より実施をする保護者の持ち込みによる補食につきまして、事務局より報 告させていただきます。

全体的なルールといたしまして、こちらに5点、方針をお示ししてございます。まず、対象児童は学童クラブの登録児童であること。それから、実施開始につきましては、28年春休み以降。そして、実施時間でございますが、各すくすくスクールでの実施可能な時間。そして、実施場所は原則ホームルーム以外の学校施設を利用すると。5点目は、持ち込み方法としまして、保護者が直接、各すくすくスクールにご持参をいただくと、こうした全体のルールのもとで説明会等を行ってまいりました。

2点目にございます実施に当たってのスケジュールでございますが、7月からクラブマネジャーをそれぞれ区内で7地域ごとに懇談会という形で、ご意見をいただいてまいりました。そして、8月28日には、サブマネジャー、これは区の非常勤職員になります、の臨時定例会を開催いたしまして、こうした方針等について話をしました。また、それぞれのサブマネジャーがそれぞれのすくすくスクールにおいて、どのように実施できるかということを持ち帰った上で、さまざまな提案を出してもらいました。その上で全体ルールというものをつくりまして、11月13日からは、2回目となりますクラブマネジャーに説明を行いました。その上でご意見もいただいたところです。

続いて、12月5日からは、学童クラブ登録児童の保護者向けに、全体ルールについて、それから、すくすくスクールで決めていただくような内容につきまして、説明会を七つの地域で行いました。その後、12月16日には、サポートセンターのセンター長連絡会を開かせていただき、同様に全体ルール、それから、保護者の声もいただいた上での方針をご説明いたしました。

今、1月から2月末ということで、それぞれのすくすくスクールにおきま

して、学童登録の保護者向けへの話し合いの機会をこれから持ちます。その中で、先ほども申し上げました全体ルールの中でございます実施可能な時間、それから、どのような形で持参をしていただくか、そうした内容をそれぞれのすくすくの活動内容に合わせまして決めていただく、そういう会でございます。

3月10日には、新1年生の新規登録児童に対する保護者説明会がございます。2月末までに、各すくすくスクールで決定したことにつきまして、新1年生の保護者にも説明をしていく予定でございます。これを経まして、3月26日から始まります春休みをスタートの時点ということで、実施に向けて進めていくところでございます。以上、報告でございます。

# 教育 長

長 ありがとうございました。今の報告につきまして、ご質問、ご意見ござい ましたら、お願いいたします。

# 松原委員

ありがとうございました。12月5日から14日の説明会の中で、多分いろいるな意見が出たと思うのですけど、大まかなところをちょっと教えていただければなと思います。

# 教育推進課長

保護者説明会の中で、私どもが全体のルールとしてご説明をさせていただいた上で、保護者の参加者の方々からご意見をいただきました。主なご意見としては、持ち込む方法、それから、どんな物を持ち込んだらいいのかというような、私どものほうからは、あえて案はお示ししませんでした。ただ、お子さんが持ち込むのは事故等も含めまして、これは考えていないというお話はさせていただきました。それから、お預かりをした上で、例えば、1週間分をお持ちになる親御さんもいると思います。そうしたら、やはり食品衛生上、賞味期限、それから、アレルギー等、そうしたものには、親御さんのご責任で考えてくださいというようなお話をしています。逆に、保護者の方々からの要望としまして、ある程度の案を示してくれということが一つ目の会場で出ました。余りにも広過ぎて、これからそれぞれのすくすくで話し合いをする上で、なかなか決め切れないんじゃないかというご意見をいただきました。

そこで、我々のほうで今、そのような案をお示しして、事前に開催の通知 とともにお送りします。学童クラブ登録児童の保護者の方、全員です。それ ぞれのすくすくから開催通知とともに、日ごろ子どもたちがどういう活動を しているのか、何時に学校からすくすくに来て、どういう時間はどういう活 動をしていて、そして、どのような場所で補食を予定しているか、そういったものを事前にお送りします。その上で臨んでいただく、事前にお考えいただいた上でその会に臨んでいただくというような要望を受けてそのように今、進めているところです。

それから、以前のものはもうやってもらえないのですねというような確認もありました。これは考えておりませんということでございます。学校さんにお預けすることはいかがなのかというそういうような声もありましたけれども、今回は、直接サブマネジャーにお渡しいただきたいということでご説明をしております。事故等を防ぐためですというようなお話をしてございます。中には、なかなか仕事がフルタイムで届けることも難しいと、そういうお声の方もいらっしゃいました。ただ、そこを含めて皆さん方とお話し合いをする中で、何かできることはないかということを我々も前向きに考えていますから、その中で決めていただきたいと。また、何人かで友達と当番を決めて、10人だったら10人でまとめてお届けするというようなことも声としてはありました。そういうような形で、ぜひともお子さんたちのすくすくでの過ごし方もご理解をいただいた上で、子どもたちにとって一番いい方法を皆さんと決めていただきたいというものでお話をしてございます。

松原委員

ありがとうございました。

教育 長

よろしいですか、松原委員。

松原委員

はい。

教 育 長

他に、ございますか。

上野委員

区内7地区と出ていますけども、結局7地区で区内全地区にまたがるという意味ですね。

教育推進課長

はい。

上 野 委 員

皆さん、いろいろ考慮しながらやられているけども、いわゆる学童クラブ 登録の児童以外のすくすくスクールの児童との間の違和感というか、マイナ ス面というか、障害みたいなものはあり得ないのかということを念のために 教えてください。

# 教育推進課長

先ほど、全体のルールの中でお話をさせていただきました4点目の原則ホ ームルーム以外での学校施設と申し上げましたけども、これは各学校長に、 今回の持ち込みによる補食の実施については、これは区として必要な事業と して位置づけていますので、今のすくすくスクールのホームルーム以外に補 食を実施する部屋を確保いただきたいということでお話をしてございます。 その上で、すくすくスクールの当初、全体の活動の中で食べている子、食べ ていない子、その時間が遅くなって、学童登録の中でも希望するお子さんと 希望しないお子さんが5時以降とるという経緯の中で、やはりクラブマネジ ャーさんからは、食べている子、食べていない子が同じ中でいるのはいかが なものかと、こういうご意見はいまだに言われております。ですので、これ を避けるために別の場所を用意するという前提で、食べない子は普通どおり の活動をすると、それはすくすくのお子さんもそうです。ですので、実施時 間によっては、例えば4時半からとなりますと、まだすくすくのお子さんも いますので、すくすくのお子さんたちも活動している中で、補食をとるお子 さんは別のお部屋に行っていただいて、それで行うと。そこには職員は必ず 1名はつけますということで、お話をしております。

# 上野委員

すくすくスクールの一般の児童のほうから、自分たちもこういう持ち込みを許してもらえないだろうかというような要望が出てくるということも考えられますよね。

# 教育推進課長

すくすくスクール登録につきましては、親御さんとお子さんの責任においてということで、参加してもしなくても自由ですという登録をいただいています。途中で帰って、もう一度来ても大丈夫ですと。ですから、おやつをとる時間が必要だということであれば、一度お帰りいただいて、また、すぐに戻って。それから、5時までの登録ということになっています。5時にはすくすく登録のお子さんは、皆さんお帰りになると。学童の中でも、6時まで親御さんがお戻りにならないお子さんについては、5時から6時も1時間延長して残るということになりますので、そこのところはすみ分けといいますか、もともとの補食自体も学童登録のお子さんで、その中で遅くなるお子さん、希望するお子さんということで5時以降に補食を実施しておりました。そういう点では、すくすくのお子さんもどうぞということでは、前提がないということで考えております。

## 上野委員

そうすると、すくすくの児童たちは5時までだという、その制限時間をき ちんと守るということが一番基本みたいですね。

# 教育推進課長

そうですね。

上野委員

わかりました。

# 尾上委員

以前もこのお話をしたときに、5時以降に食べるということで、多分1時間したら自宅に帰るからとか、食する時間が遅いということがあったと思います。きっとこういう話し合いをすると、4時半とか、そういう希望が出てくるという気がします。

もう一つは、だんだん3月以降、暖かくなってきますので、食べ物の腐敗 や衛生面、そういう管理面ですね、サブマネジャーにということ。

あと、お仕事なさっていると、学校に来ることが難しいという保護者の方もいらっしゃると思います。そこも連携をとっていただいてということ。すくすくの様子をしっかりとお伝えをして、わかっていただくというのが本当に第一じゃないかなという感じがします。その辺は、こちらのほうとしてお願いをして進んでいけたらいいかなと思っています。

# 教育推進課長

今の尾上委員のおっしゃるとおりでありまして、説明会で私どもが申し上げたのは、子どもたちが日ごろどうやってすくすくで過ごしているか、それを皆さん十分ご理解いただきたいということです。そのことについて、しっかりそれぞれの学校、それぞれのすくすくでご説明をさせていただきたい。例えば、お子さんは3時半以降の、1年生でも何日かの日は4時近くになるお帰りがあります。そこで皆さん、親御さんの思いとしては、おやつだから3時とか、3時半にあげてくれという思いがあるのはわかりますが、給食を食べ終わるのが12時半とか1時までの間です。それ以降3時にすぐおやつを食べさせますかというお話もさせてもらいました。子どもたちが遊びの中断を、食べたいけど遊びたいというようなそういう迷いがないようなそういうような過ごさせ方をしたいですよねという投げかけもさせていただいた上で、十分すくすくでの子どもたちの過ごし方をご説明した上で、時間を決めていただきたいというお話をさせていただいております。

ちなみに、先週末に1校既に説明会が行われました。そこでの結果ですが、 5時に決まったということです。保護者の方は15名が希望するということ でありました。活動状況等をご説明して、皆さんでお話し合いをされた結果 が、5時という時間に決まったということです。それとともに、1週間に一度届けるということになったと聞いてございます。また、詳しく報告が挙がってくると思いますが、金曜日の夜に説明会が行われたということの報告を受けております。

教 育 長 そこは何人学童クラブ登録者がいるんですか。

教育推進課長 学童クラブ登録は52名です。

教 育 長 52名中15名ですか。

教育推進課長 そういうことでございました。

教 育 長 春休みから 1 5 名だけ持ってくるということを申請して、後の 3 7 名は持ってこないということですね。

教育推進課長 また、4月に1年生がどのような形になるかにつきましては、3月10日 に、新1年生の親御さんの説明会でまた、投げかけさせていただきます。

教 育 長| 52名の中には、今の6年生まだいるのですか。

教育推進課長 入っています。

教育長 そうですか。

教育推進課長 含めてです。

石 井 委 員 保護者説明会での様子についてお伺いしたいのですが、賛成意見、あるい はもしあれば、反対意見、ご紹介いただけないでしょうか。

教育推進課長 まず、参加をいただいた方の中で、ご意見があったのが、やはり以前のように戻してもらえないのか、区で全部やってもらいたいという、お金は払うから以前のように実施してもらいたいという声がまずあります。それから、届けるのが難しいとか、子どもに持たせるわけには行かないかとか、そういうご意見もありました。それから、やはり先ほどもありましたけど、保管状

態はどうなのかとか、それから、どういった物を持たせたらいいのかという 声はありました。

それと、反対意見というのは、反対というのは、区の方針について厳しいというような捉え方のご意見があったということです。それから、アレルギーを心配される方もいらっしゃいました。そこは職員がつくということですが、やはりこれはそれぞれのご家庭でお子さんにも、他の子どもの物をもらうとかそういうことをしないでよということをよく言い聞かせてもらいたいというお話もさせていただきました。

中には、終わった後にそのとおりですねというご意見の方もいらっしゃいましたし、説明会が終わった後に、私は補食は持たせるつもりはありませんと、必要ないと思っていますという方も何人かいらっしゃいました。ただ、今は誰も食べていない状況の中で必要ないと思っていますが、誰かが食べたときに、うちの子はどうするかなということが心配で、どのような形でやられるのかを聞きに来ましたというご意見の方もいらっしゃいました。一概にやってくれという方ではない方もいたのは確かです。

それから、補食の再開をずっと訴えている方々も説明会にはお見えになっていました。それで、ご意見も言われました。質問もされました。逆に、その後の開催後に、これは事務局のほうに電話が入りましたけれども、私はあの方々とは考え方が違うんだと、いろいろご意見を申し上げたのだけども、あの方々と一緒にしてほしくないから電話してきましたという方もいらっしゃいました。自分の子どもをどうしたいかということが本当に心配だから参加したのであって、何でもかんでも反対という、あの方々と一緒には見てもらいたくないというような電話も後日入りました。いろいろなことで説明を聞きたいという参加者の方がいらっしゃったということだと思います。

# 石 井 委 員

ありがとうございます。もう一点お伺いしたいのですが、このスケジュールの中で、学校に対しての事柄というのが特段ないんですけれども、そこら辺はどうなっていますでしょうか。

#### 教育推進課長|

実は、クラブマネジャーに11月から説明を行いましたけれども、それ以前に、これは教育長から夏の時点で、小学校の役員校長会さんで、このような形で進めていきたいというお話をいただきました。学校でも、補食についてご検討いただくという期間を設けました。その後、9月でしたか、私も役員校長会にお邪魔いたしまして、趣旨をご説明させていただいた上で、ぜひとも補食の時間、お部屋を一つ提供いただきたいというお願いをいたしまし

た。その後、月例校長会でも役員校長、校長会長からご説明いただいた上で、何も異議はないということでいただいております。ですので、それ以降、クラブマネジャーにもそういうご説明もしましたし、保護者にもそのような説明をさせていただいたとそういう経緯でございます。

石 井 委 員 ありがとうございます。

教育長! いいですか。

石井委員 はい。

教 育 長| よろしいでしょうか。この件につきましては。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、この報告事項を了承したいと思います。

続いて、平成28年度給食運営業務委託新規導入校についての報告にまいります。事務局から住田課長、お願いします。

# 住田学務課長

来年度の学校給食運営業務、これは調理業務にあわせて栄養士業務も含めた給食の運営について、総合的に委託するものですけれども、来年度の運営業務の導入校を大杉小学校と、春江小学校にするものであります。PTA代表や学校長代表、栄養士の代表などで構成する業者選定委員会で優秀事業者を選定しています。委託会社については、業者選定委員会で選ばれた会社ということになっております。委託会社が2校とも協立給食株式会社となっておりますけれども、この会社につきましては、現在、清新第二小学校で、この学校給食運営業務を受託しておりまして、清新第二小学校は学校統合で今年度末には閉校となるということで、それで、清新二小の現在の業務評価が高いことから、1校分については継続して運営業務を行うというような形になります。学校給食運営業務については、今年度21校に導入をしておりまして、来年度2校に、このように新たに導入をしますけれども、21校の導入校に清新二小が含まれていますので、来年度の導入校数は22校ということになります。説明は以上でございます。

教 育 長 今、説明いただきましたが、このことに関しまして、ご質問、ご意見お願

いいたします。

石 井 委 員

おっしゃることは、協立給食というのは、今は清新二小だけを担当されて いるということでしょうか。

学務課長

他の学校も担当しております。あと、給食運営業務ということで、現在3 校ほど給食運営業務を担当しております。

石 井 委 員

続いての質問で、清新二小での評価はよろしいということをお伺いできま したが、他の2校に関してはいかがでしょうか。

学 務 課 長 これは、業者選定委員会のときも、現在の委託校の評価の点数も委員さん にお示ししていますけれども、他の2校についても評価は比較的高い会社に なっております。

石 井 委 員

ありがとうございました。

教 育 長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。

続いて、小学校特別支援教室導入についての報告にまいります。それでは、 事務局から説明をお願いいたします。

学務課長

小学校の特別支援教室の導入について、説明をさせていただきます。資料 をごらんいただきたいと思います。

現在、発達に課題がある児童は、通常の学級に在籍をして週1回か2回程 度、区内の小学校11校に設置されている情緒障害等通級指導学級に通って、 指導を受けております。このために、他の学校へ通う負担等が大きく、対象 となっていても指導を受けていない児童も多数いると推測されているところ であります。このようなことから、都の特別支援教育推進計画では、全ての 小学校に特別支援教室を設置し、指導の必要な児童が自分の在籍している学 校の中で指導が受けられるようにするとしており、江戸川区でも平成30年 度までに全ての小学校に特別支援教室を設けて、そこでの指導に切りかえて

いくというものであります。

導入の目的については、資料の1番のところに書かれているとおりでございます。対象となる児童については、資料の2番のところになりますけれども、発達障害のある児童などが対象となるということであります。既に、特別支援教室の実施に向けて、各情緒障害学級では、教員が近隣校を回って、各学校での巡回指導を始めているところですけれども、来年度、28年度にこの資料にあるように、2グループ18校で巡回指導の充実を図り、29年度に課題等検証して全校導入に向けた準備を行い、30年度に小学校全校に導入したいと考えているところであります。説明は以上でございます。

# 教育 長

ただいま、説明を受けましたが、このことに関しまして、ご質問、ご意見 等ございましたらお願いいたします。

# 松原委員

ありがとうございます。拠点校が本一色小のほうは本一色小ですよね。あと、二之江第三、自分の拠点校にも児童がおりますよね。教員が複数いると思うんですけど、分担の学校を巡回していくという形をとると思うんですけども、自分の学校の生徒指導だとか児童指導だとか、その辺は課題はないですか。

# 学務課長

当然、自分の学校に対象となる児童がいて、自校通級ということで、本一色小学校と二之江三小については、通常学級から今の情緒障害等通級指導学級に通っている子がいるのと、それから、お示しした18校のうちの16校になりますけれども、周りの学校から通ってくる子どもたちがいるということになりますので、自校の学校については、これまでどおり対象となる子どもたちを指導しながら、今度は教員が周りの学校に巡回をして、それで、その子どもたちをその学校で指導をしていくというような形で、まずは、28年度にその辺の巡回指導の充実を図って、課題等を洗い出しをしたいというふうに考えているところでございます。

#### 尾上委員

そうしますと、今までみたいに集まってくるわけじゃありませんから、教員の数が不足してくるんじゃないかなという感じを受けるのですが、その辺の補充とかということも前提にして考えていらっしゃるのでしょうか。

#### 稲垣指導室長

教員の定数につきましては、平成30年度が全校実施になりますので、今までの教員定数は、情緒学級数に対しての教員の定数になっていまして、学

級数プラス1、11校に情緒障害学級がありますので、それぞれの学校の学 級数プラス 1 名の教員定数になっていました。今度からは、学級数ではなく て、子どもの人数に対しての教員の定数になります。まず、来年度につきま しては、二つの拠点校で実施ということになりますので、全体の教員の数は 実は変わりません。江戸川区内の全体の情緒通級に関して教員の定数は変わ りませんが、この2校で巡回を始めますので、この2校につきましては、江 戸川区の教員の定数の中で、やはりこの2校が実施できるような教員の数を 配置する必要があるかと考えています。区内の全体の数は変わらないですが、 この2校につきましては、実施可能な教員を配置するという予定でいます。

尾 上 委 員 ありがとうございます。

上野委員

最後のほうに、都の補助金の問題に触れていますけど、これ見ると、教材 等の物品購入、簡易工事と書いてあるわけで、教員の問題については補助金 が対象になっていないと思うんですけれども、それでいいわけですね。

指導室長

はい。

上野委員

そうすると、これはいろいろ今、大変でしょうけど、いわゆる充実してい くのには、どうしてもやっぱり教員を増やさなくちゃならないという要望が 出てくるんじゃないかと思うんですけども。

指導室長

教員定数につきましては、子どもの数ということでご説明させていただき ましたけども、それ以外に、実施する全ての小学校に非常勤の教員を都費で 配置をします。ですから、正規の教員は繰り返しになりますけども、児童数 で今まで以上の教員の数がつくことになるかと思いますが、それ以外に全て の学校、今度71校になりますけど、71校に一人ずつ都費の非常勤職員が つきます。そこで校内の教員との連携を図ってということになりますので、 人の数で言えば当然ですけども、かなり手厚い体制が生じる予定です。

それともう一つは、それとともに臨床心理士、いわゆる教育相談ではない ですが、臨床心理士もこれは各校にということではなくて、区内で何人か巡 回するような形で、これを都費で臨床心理士を配置して、71校全ての学校 を巡回するという予定になっております。この数につきましてはまだ東京都 も決定していませんので、何人になるかは今後の決定ということです。

松原委員

知的発達障害はどういうふうに捉えていけばいいのでしょう。

学務課長

東京都の場合には、情緒障害等通級指導学級という言い方をするんですけ れども、一般的には、障害で言うと発達障害というのが一番これに近い概念 になります。情緒障害と発達障害がどう違うのかというと、発達障害の場合 は、医師の診断がないと発達障害というふうになりませんけど、情緒障害学 級については、発達障害の疑いのある子も含めてこの学級に入ることができ ます。ある程度、情緒障害のほうが範囲が広いようなそういう概念で、情緒 障害等通級指導学級ということで、設けさせていただいているという形にな ります。

知的障害ですけれども、こちらについては知的におくれている子というこ とになりますので、これまでと同じように固定学級ということで、その子は 最初からその学級に行って、その子どもの能力に応じた授業を受けていただ くというような形で、これまでどおり行うというような形になります。

教 育 長 よろしいですか。

松原委員

わかりました。

石井委員

まず、本一色小、それから二之江三小、この二つの学校がその学校に情緒 障害等の学級がある、つまり上から2行目でいう江戸川区11校のうちの2 校ということでしょうか。

学務課長

そのとおりでございます。

石 井 委 員 そうすると、そういう学級がある学校というのは他に9校あるわけで、お 聞きしたいことは、要はこの2校含めた残りの9校も含めた11校でもって 江戸川区の小学校をいろいろとグループ化しようということでよろしいでし ょうか。

学務課長

今、この資料でも拠点校本一色小とか、拠点校二之江三小というふうに書 かれているのですけれども、この学校が拠点校ということで、巡回する先生 がそこに基本的には在籍をして、その学校から近隣の学校に巡回するという ことになるのですけれども、これは28年度の検証といいますか、これをや ってみたことを含めてなんですが、今の11校11カ所の拠点で、全部の小 学校71校を回り切れるかどうかというのも28年度にいろいろ試してみて、11校では苦しいという場合には、拠点校を若干増やして、教員の方が無理なく回れるような形で30年度を迎えたいというふうに考えているところであります。

石 井 委 員

ありがとうございます。そうすると、実際のことを考えますと、拠点校から先生が行くという格好で行われるのですが、巡回校では、週の間で何時限 ぐらい授業が行われる、その勘定になるのでしょうか。

指導室長

今の通級の方式ですと、一人当たりが最大 8 時間で計算しています。巡回校になっても、そこで指導する数というのはそう変わらないと思います。

石 井 委 員

8時間とおっしゃるのは、先生一人当たり8時間持つということですよね。

指導室長

子ども一人当たりです。子どもが8時間指導を受けることができると。

石井委員

なるほど、ありがとうございます。

松原委員

8時間というのは1週間。

指導室長

1 週間です。

松原委員

了解しました。

上野委員

巡回校の校名を見ると、葛西というのが一つあるけども、葛西の南とか清新とかあちらのほうの学校がそんなに出ていないんだけど、これはどういう意味合いですか。

学務課長

これはまず、拠点校の二之江三小に近い、今の二之江三小の通学地域の中に入っている学校ということになりますので、30年度から全校で実施した場合には、当然、葛西の南の地域もどこかを拠点校にして、全部教員が巡回するという形になりますけど、28年度については、今、こういった巡回校を設定して、巡回の充実を図りながらいろいろ課題の洗い出しをしていきたいとに考えているということであります。

上野委員

対象になる生徒たちがいないという意味じゃないですね。

学務課長

いないという意味じゃないです。

上野委員

わかりました。

石 井 委 員

確認なんですが、上野先生の引き続きで、28年度の場合は、ここに上げられている以外のところは、通級でこれまでと同じように通うという、そういうことでよろしいでしょうか。

学務課長

そのとおりなんですけれども、ただ、もう既に今年度から30年度の全校実施を見据えて、これ以外の9校についても巡回指導というのはやり始めています。特にこの2地域については、指導の充実を図ってやってみたいということです。他も既に先生たちが近隣の学校を回って、その学校で指導するということは、始めているというような状況ではあります。

石 井 委 員

ありがとうございます。

労働安全の面からお伺いしたいんですが、先生が動くというときに、自転車になるかななんていうようなことも考えたりするんですが、そこら辺は安全面はいかがでしょうか。

指導室長

そのあたり、東京都教育委員会でも検討しているところだと思います。今 現在で通常の出張のような形で巡回していくわけで、公共の交通手段のほか、 もちろん自転車も使用することがあると思いますが、安全面には十分配慮す る必要があると思っています。

石 井 委 員

わかりました。

教 育 長

よろしいでしょうか。いろいろなご質問、ご意見いただきましてありがと うございました。

それでは、ただいまの報告事項を了承させていただきます。

続いて、教職員の人事についての報告でございますが、人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議したいと思いますが、賛成の方は挙手お願いいたします。

## 〔替成者举手〕

教 育 틭

全員賛成でございます。

これより会議は秘密会とさせていただきます。

〔秘密会により報告〕

教 育 長

それでは、続いて「日曜」不登校相談の実施についての報告に入らせてい ただきます。事務局からお願いいたします。

指導室長

「日曜」不登校相談の実施について、ご報告をいたします。

「日曜」不登校相談ということの周知をしていきます。28年2月21日 (日) 9時から16時の間で予約制で、不登校に関する日曜日の相談を行う ということでございます。学校、それから学校サポート教室等で、不登校あ るいは不登校傾向の保護者に、こういうことをやりますよということを周知 しているものでございます。

教 育 長

この「日曜」不登校相談につきまして、何かご質問、ご意見ありましたら お願いいたします。

尾上委員

これは例年やっていることだと思いますけれども、この不登校相談という と、子どもさんが親御さんと一緒に来るのですか。

指 導 室 長 さまざまでございますが、今年度の第1回目では8件の申し込みがありま して、6件の相談がありました。そのうち2件につきましては、子どもも一 緒に来室をして、それぞれ別々に相談を受けたということでございます。

上野委員

細かいことだけれども、締め切りの下に定員になるまで受け付けますと書 いてあるのですけれども、今までの経験からいって、定員をオーバーしたか ら受け付けしないという事例はないのでしょう。

指導室長

過去の実績ではありませんが、一応内部では8件が限度だろうというふう に想定はしておりますが、数は外に出していないので。

だとすると、私はこういうようなものはないほうがいいと思います。母親 上野委員

や父親は迷っているところですから、見方によっては随分大勢来ているのだ なと思うかもしれないし、何人が定員なのかなと思う人もいるだろうし、本 質的なことではないので、余り、こういう文章は書かなくて。もし、大勢来 るようだったら、また、そのときに考えたらどうですか。

指 導 室 長| わかりました。これを削らせていただいて、例えば上限8件と決めていて も、10件来たからって断ることはありませんので、そのように訂正させて いただきます。

#### 教 育 長|

訂正していただくということで。 ほかによろしいでしょうか。

「「はい」と呼ぶ者あり〕

#### 教 育 長

それでは、ただいまの報告事項、今の点を修正するということで了承させ ていただきます。

続いて、新入生の受け入れ準備についての報告にまいります。事務局から 説明をお願いいたします。

# 指導室長

新入生の受け入れ準備について、教育研究所で学校に提案するための資料 を2種類つくらせていただきました。これは全校に配って、これを参考にし て新年度の受け入れについて準備を提案するための資料の提供であります。 1枚目が幼稚園・保育園から小学校への受け入れの準備をということと、そ れから2枚目が、今度は小学校から中学校への円滑な引き継ぎをというとこ ろで、チラシのような形になっておりますが、2枚つくらせていただきまし た。

教 ご質問、ご意見ございますでしょうか。 育 長

教 育 長 これは、学校に配るのですか。

# 指導室長

そうです。これを見て、学校の管理職のほうで教員に周知をするというこ とで、このまま回覧したり配ったり、修正、訂正して直したり、それぞれの 使い方があろうかと思います。

|教 育 長| よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは、今のところを修正するということで了承させていただきます。 続いて、いじめ電話相談についての報告にまいります。事務局から説明を お願いします。

指導室長

いじめ電話相談、平成27年12月分について報告をいたします。12月の間のいじめ電話相談は3件ございます。そのうち1件が、小学校4年生に関しての相談です。これは本人からです。あと2件につきましては、高校1年生と高校2年生からの相談でございます。

高校生からの相談につきましては、2件とも、高校名、連絡先等は一切把握しないまま相談があったということでございます。

それから小学校4年生のほうは、女の子本人からの相談です。これにつきましては、言葉でからかわれたり、仲間外れにされたり、こそこそ聞こえるように言われたり、聞こえないように言われたりということで、本人としては、その子とも仲よくなりたいようなことを言って、悩んで相談をしてきたというところでございます。

教育 長

今の件につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

尾上委員

小学校4年生の女の子、よく自分で電話をしてきたかなと思うのです。こういうことというのは、学校に例えば掲示をしたって、何かあったときに電話しなさいよとか、そういうものってあるのでしょうか。

指導室長

幾つか種類がございます。最近ではカードを配って、教育相談室だけではなくて、いろいろな関係機関のものも、江戸川区だけではなくて東京都にも教育相談の窓口もございますし、そういったものは随時いろいろな形で周知をしております。

尾上委員

小学校の名前とか内容的には、ちゃんと対応して、本人が納得というか理解をしたのでしょうか、その辺はわかりますか、小学校4年生というので。

指導室 長

この子につきましては、学校名と自分の名前も匿名ということで、助言を

するにとどまっているところです。また何かあったら電話してと言ってある のですけれども、その後の折り返しの電話はないということです。

# 上野委員

尾上先生が言ったように、4年生の女の子で直接自分で電話するというのは、相当自分にとっては、すごくショックなことだろうと思うのです。強いいじめ感を受けている子ではないかなという感じがするのですけれども。

よくマスコミなんかで出てくる自殺してしまった子どもなんかで、よく聞いてみると事前に先生にも、それとなく言っているとか友達にも言っていると、アンケートでも出しているとか、そういうことは本人としては、その子によっては勇気をもってやっていると思うのです。それが、それほど自分に対して救いの相談になってないというあたりは、担当している方に、そう言っては申しわけないかもしれないが、非常に大切なことだなと思うのです。

では、もう一度と言って相談に来たり、今度は両親と一緒に相談に来たり、 そういうように前向きで進んでいければいいのですけれども、そうですかと 終わって、そのまま来なかったということは、そういう半面もあるので、対 応の仕方というのは非常に大切だと思うのです。

本当に寄り添ったような気持ちで相談に乗ってあげないと、前回の総合教育会議で話したのですが、いじめの根本的な解決というのは、先生が、父兄が、その他の大人に情報が確実に知れ渡っていくという、そのパイプづくりなのです。見て見ぬふりをするというのに対する批判、それは意気地がないとか卑怯だとか、よく言うけれども、生徒は圧倒的に見て見ぬふりをせざるを得ないような雰囲気があるわけでしょう、自分が少し何かをやると、自分も何か返ってくる。そういう良心的な呵責を持ちながら見て見ぬふりをしている子どもさんが、何か自分に影響がないような方向ならば、知らせてあげたいという、その点がパイプだと思うのです。アンケートなんかいい方法だろうと思うのですが、もっと回数を増やしてもいいのかなと思ったり、もっと真剣に見てあげなくてはいけないのではないのかなと思ったりします。

口頭で、あるいは電話なんかで先生に対して、誰誰さんが無視されていますよとかかってくる経験もあるし、こういういじめ相談電話相談についてもそう思います。いかがですか。

# 教 育 長

重い話ですよね。

結局、匿名になってしまうわけでしょう、それ以上は、こちらから聞けなくなってしまう。

上野委員

あのときの電話のとき、すごく思ってくれているような雰囲気だったから、 もう一度、またかけてみようというような、そういう雰囲気を、向こうから 来るのを待つような雰囲気の電話をしてあげたほうがいいと思うのです。

教 育 長 松原先生、何かありますか。

松原委員

推測なのですけれども、研究所の電話の対応をしている人は臨床心理士か、 専門的な見地で対応をしていると思うのです。

上 野 委 員 そうだと思いますけれども。

松 原 委 員 こういうような子どもたちの情報を、先生がおっしゃったように周りの大 人が知るというか、その辺のすべが大ごとになっていってしまうので、わか らないです。そこに一番神経を使いましたね。

教 育 長 きょうのところは、今のところでよろしいでしょうか。 こういうことが本当になくなってほしいと思いますが。 以上をもちまして、平成28年第1回教育委員会定例会を終了いたします。

閉会時刻 午後2時26分